

2026年4月1日

株式会社東京システム技研

「女性活躍推進法」に基づく一般事業主行動計画

女性が活躍できる雇用環境の整備するため、また多様な社員が仕事と育児を両立できる充実した生活を送れるように、以下の行動計画を策定する。

1. 計画期間

2022年4月1日～2027年3月31日

2. 数値目標

【職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に係る目標】

目標：男女共育児休業取得率 30%（短期育児休業含む）

3. 取組内容

- ・ 2022年10月からの「育児休業制度の改定（含産後パパ育休制度の新設）」を見据えた、仕事と育児の両立を支援する「相談窓口」の設置。
- ・ 各種制度の理解・利用促進を主眼とした社内研修の実施。
- ・ 復職者を部下に持つ管理職に対する適切なマネジメント・育成に関する研修の実施。

以上